

國學院大學學術情報リポジトリ

Specificity of Ijiti Masaka's a set text-book for
Japanese history (Shyogaku-Nihon-Shiryaku
小学日本史略)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 秋元, 信英 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002045

明治十二年、伊地知貞馨『小学日本史略』の特質

秋元 信英

要旨

〔一〕教科書史および史学史の立場から、明治前期の国学史について考察したい。その対象は、学制から教育令に移行する境目の時期に刊行された、明治十二（一八七九）年の伊地知貞馨『小学日本歴史』二冊である。その形式は、小学校の教科書であり天皇歴代史の史体を基軸に著述された。その内容には、強い史観が貫徹してあった。著者は、文部省刊行の教科書（事例、木村正辞『官版史略』―『日本略史』―『国史案』―『日本史要』）に対抗して本書を仕上げた。ついで教育令期の明治十六年には、紙数を増強し天皇の治績を述べて出来事を詳述し批評した「増定」本、三冊を仕上げた。

〔二〕叙述には『大日本史』が活用された。天皇の政治については称賛したり、厳しく批判している。南朝正統説である。徳川氏の政治については否定していない。神道と漢学の統治を重視する思想が連結して、剛直で観念的な史観を認められる。神秘的な史観は三種の神器について論じていて、とりわけて神剣については武威を象徴すると見做した。明治の現代についても、神々の聖訓は、今日にも貫徹して武威を發揮していると力説している。

〔三〕彼は、この業績により太政官の官撰修史事業―『復古記』の編纂―に参画する根拠を構築した。

〔四〕明治十二年および十六年の伊地知貞馨『小学日本史略』は外形上は小学校の教科書であるものの、内容上には日本固有な神代から始まる歴史思想と漢学の統治を重んじた政治思想、人物批評が結合している。とりわけて「増定」本の記事は、権力闘争と戦争の連続である。幕末史の過程は経験を基礎にして叙述にとめたものの、彼が参加しなかった戊辰戦争は簡略である。台湾出兵および西南戦争の叙述は、詳しい。したがって国学者にあった文化史への関心や修史館の考証史学の特質は皆無である。

キーワード

伊地知貞馨、学制、小学日本歴史、三種の神器、西南戦争

はしがき―問題の設定―

明治十二（一八七九）年初版、伊地知貞馨『小学日本史略』をめぐる教科書史、史学史（修史と史学の歴史）の立場を平行させて考察したい。そして、本稿筆者の着眼は、以下のように整理できる（①―④）。

①教科書史からの示唆 本書をめぐる海後宗臣は、制度史をふまえて特質を解説している。いわく「文部省が（明治十年代の小学校―秋元補註）教則綱領以前に立てていた小学校歴史教科書編集の基本方針によったものであつ

た。文部省本（明治八年、師範学校編、木村正辞『日本略史』―秋元補註）を更に補充して詳述している」と。あるいは、神代史を歴史の冒頭において叙述したのは、文部省の『日本略史』とは異なっている（『日本略史』は神武天皇から始まった。―秋元註。なお後述の予定）。そこに「本書は早い時代においてこの問題についての著者の考え方を明確にした点で注目すべきであろう」と（七二―七八頁）。海後宗臣の説明は、抑制した冷静な文章により正鵠をついたと思う¹⁾。

②史学史からの脱落

史学史の主導的な概説からは、学制期の歴史教科

書は深刻な関心を向けられなかった。それは、太政官系統に修史事業から正道的な史学が発達したと見做す故に、学制の教科書や学制以前史に属した教科書の類については深刻な考察の必要を認めなかった。管見に属した先進の事例では、学制—教育令期の教科書が明治維新を叙述した諸状況に関心を向けられた。²⁾ 歴史教科書の形式や書法への関心ではなかった。

ここで主題に設定する伊地知貞馨『小学日本史略』は、管見の限り独立した研究の対象に選択される機会がなかった。学制以前史に属した青山延于『皇朝史略』その他にしても、新式な教科書が出揃うまでの便宜により活用されたのに過ぎないと判決して、『皇朝史略』自体の個性については関心が不在であった。ここでは、右の教科書史に平行させて、史学史の関心を活用させたい。

③ 木村正辞への志向 本書、すなわち伊地知貞馨『小学日本史略』は学校の教科書を志向した一個人の著作であった。官の依頼をうけたのではなく、著者が意欲を傾けた著作である。それならば起稿したい動機があった筈になる。

私見は木村正辞（一八二七—一九一三）が著わした一連の日本史教科書に着目する。なぜならば、木村正辞の日本史教科書は、明治五年の学制以後における官の教科書編集および修史事業において神代史を備えた最初であった。木村正辞は旧幕府、和学所の幹部であつて、教科書史では新政府に吸収されてその歴史的時刻表の意義が忘却されてきた。

学制における歴史科の最初の教科書は、文部省の刊本で、著者が木村正辞である文部省刊、明治五（一八七二）年の『官版史略』全四冊（和装本）の第一冊が神代から始まっていた。神々を略記してから、人皇の時代に移行して第一代、神武天皇が始まる。天皇の代数を明記した、天皇歴代史（海後宗臣の規定）であった。新式な教科書の一モデルとして、天皇歴代史の形式が官の公権的解釈を備えて現われたのであった。木村正辞は明治四年八月二十二日付、文部少教授であり、以後は学制期の文部省において図書の編纂に従

事した。³⁾

『官版史略』は記事が簡略であった。次には明治八（一八七五）年に文部省刊、師範学校編輯、木村正辞編『日本略史』上下二巻、全三冊（三十四丁・五十六丁）が上梓された。その史体は簡略な紀伝体、言わば天皇歴代史であった。その本文の第一行は「第一代、神武天皇ハ、天照大神五世ノ孫ニシテ」と始まった（一一九頁）。神代が無くなっている。天皇歴代史の形式が持続した。ついで、洋装本、金属活字印刷の明治十（一八七七）年、文部省刊、木村正辞『国史案』第一冊（上古史）は第一世期・「紀元以前ノ史」、第一・天地開闢を設定し（二頁）、それから第二世期・神武天皇に展開した（三十頁）。その「紀元以前ノ史」すなわち神代史は『古事記』に依拠して天之御中主神から始まっている。『国史案』は外形上からも新式な洋装本であり、金属活字の印刷が採用してあった。内容にも、時代区分の発想があり、史料批判が施してあり、榊原芳野（一八三二—一八八一）が分類式に文化史を叙述してあり、単純な天皇歴代史の域を脱して一段上の構造、重厚さを備えた。さらには明治十一年に『日本史要』二冊、和装本が続行された。神武天皇から始まり文徳天皇までを範囲にした。『国史案』・『日本史要』の二書は大部であり未完成に終わったものの、その事情については検証の必要を認める。したが、学制の時期の文部省においては木村正辞が著者になった日本史を四度にわたり作り続けた。学制の小学校が実際に採用した『日本略史』は神代史が不在であるものの、神武天皇から始まり、天祖天照大神（木村正辞は、「大」字の下に「御」字を記さない。—秋元註）からの神々の系譜を略述している。三度にわたる日本史が神代史や時代区分の説明が全部同一の形式にならなかつた理由は、おそらく木村正辞にしてみれば通徹させた史観があり、学校の授業時間の配分などの目的をふまえた書法の発展的結果（事例。『日本略史』の場合）であつて、三回それぞれに場当たりな分裂した対処ではなかつた。教科書史の立場においては未完成で大部な『国史案』が視野になかつたのは、当然ではあるものの、本稿筆者は考察の対象に設定したい。

あらためて今日から概観すれば、木村正辞の日本史は全部が文部省の官名を備えて刊行されていた。民間の著作者たちが教科書を志向する際には、官の名義をもった木村正辞の日本史が目標になったのは自然であつたろう。本書の著者すなわち伊地知貞馨も、その一人であつて、木村正辞が著わした『官版史略』―『日本略史』―『国史案』―『日本史要』への関心が成立し、さらには批判、止揚して『大日本史』の本紀や列伝を学習した立場から修正を志向する史観が構築できて、それが自前の『小学日本史略』に前進したことになる。修史事業と史学の発達に関心を向ける本稿筆者においては、木村正辞と伊地知貞馨の学術上の関係に着目したい。

④『増定』本への着目 本稿筆者は、こうした先進の研究をふまえて、著者である伊地知貞馨の履歴をたしかめ、さらに従来に着目されなかつた明治十六年版の「増定」本を指摘し、初版と「増定」本を対比し、そうした書誌的な作業を丹念に構築する手順を採用したい。その作業を基礎にして精細に検証すれば、本書が教科書史のみならず明治前期の官撰修史事業と史学の発達をめぐる観点からも、検証に値する特質を有すると考える。

本書は歴史の批評に関心があり、明治初年の国政を称賛する立場からの自信にみちた史書である。その後には改訂して版次を重ねた。予示すれば、「増定」本は初版の誤字を改めた程度にとどまらない。ほぼ一冊分が増大した。それ故に「増定」と称した。本書を成功させた著者は、官撰修史事業に就職した（後述）。その経歴からみても、修史と史学に関心を向ける立場においては、十分な検証に値する史書と言つて過言にならない。ここでは、明治十六年版、「増定」本に着目して考察したい。

一 書誌・出版事項

伊地知貞馨『小学日本史略』の外形から確かめたい①③。

①和装 初版は、全二冊（四十七丁、五十丁）。袋綴。十一行二十三字

詰。四ツ目。書肆は、東京・新小川町、鴻文堂。明治十二（一八七九）年三月十八日版権免許。貼題簽。

②書誌 見返しの標題紙は、タテ書、三列。「福羽美静。重野安繹。校閲。伊地知貞馨編輯。／小学日本史略 全二冊。／明治十二年三月刊行。有恒齋蔵版」。蔵版元の有恒齋とは、撰者。恒庵とも称した。

明治十六年版は、全三冊（五十一丁・四十八丁・五十三丁）。四ツ目。書肆は錦林閣、小川治兵衛。初版とは違う。初版を明治十五年、十六年に増訂、重刻版。袋綴。十行二十二字詰。

明治十六年版―「増定」本は、見返も十二年版と違い新調してある。著者名には官職がついた。意匠はタテ書、三列、「議官（参事院―秋元註）・福羽美静。編修副長官・重野安繹、校閲。三等編修官・伊地知貞馨、編輯。／増定・小学日本史略／不許翻刻・錦森閣 初兌」と。

校閲の福羽美静は明治十四年十月二十一日に元老院議官から参事院議官に転じた。それゆえに、この「議官」は二職にわたり通用できた。校閲の重野安繹は官撰修史事業の重役である。伊地知貞馨と重野安繹は旧知の関係にある。したが、この名義には存在感がある。ここでは、明治十六年版を主として台本に使用する。

③挿し絵 本書には、挿し絵がない。肖像画像の類を採用していない。内田正雄『西洋史略』（『官版史略』の後半の二冊）や明治八年、師範学校編輯、木村正辞編『日本略史』が挿し絵を採用して以来は、その手法が普通になった。氏族の系図も活用された。本書は、その手法を採用していない。そこに本書の主張があつた。

二 著者の略伝

著者の略歴を確かめておきたい①③。

①官職 著者の伊地知貞馨（一八二六―一八八七）は、明治十四年十二

月二十二日に修史館・三等編修官である。明治十二年に初刷の本文、第一紙の冒頭には「薩摩 伊地知貞馨編輯」とあり、官名がなかった。「増定」本の見返が「三等編修官 伊地知貞馨」と示したのであった。すると、この官職名は明治十五年版から称したものであった。

②幕末史 著者は幕末期には堀小太郎・仲左衛門と称した。島津斉興―久光―忠義に近侍し、君側の旧派に重きをなし江戸―京都に活動した。安政―文久にかかる時期には、その為に公武合体派の立場で活動した。文久年間には京都の政界に遊弋して一廉の存在であった。慶応期になれば、昇格して藩政の重役、当番頭勝手方掛となり、とりわけて財務、交易、産業を扱い、軍艦・武器の買付を職掌にした。第二次征長の役を朝議により中止させようとする主君に進言して、両主君連名の意見書の下書を起草した。

慶応四年正月、鳥羽・伏見戦争の頃には鹿児島藩の参政に就任して、内政に従事した。それだけに中央政治の中枢には疎くなっていった。小松・西郷・大久保の三要人からの信用はなく、藩論の決断には参画しなかった。慶応四年二月四日付、大久保利通宛書簡では、新政府の官職制度について私見をのべているものの、論旨は上代の官名を復活させる形式論なのであり、政治指導の方向、行政の革新的実質について提言していない。大久保利通は大坂遷都について示唆したらしい。それを真に受けて大坂では外患があるうから、上代に復古する趣旨により大和を進言している。江戸城の占領が焦眉の事態なのであるから、遷都は真面目に議論できる状況にない。彼には、それが判断できなかった。したがって戊辰戦争には功績皆無であった。

③太政官修史館 明治初年には鹿児島藩少参事であった。ついで中央政府では、貨幣局出勤を命じられ、財務の手腕が期待されたのか。明治四年には琉球に出張し、明治五年八月に外務省七等出仕となり、すぐに六等、公信課副長に昇級して琉球の勤務を命じられ、琉球が地方制度に組み込まれると、それに即応して明治九年二月十七日付、内務省六等出仕などを歴任した。

明治十四（一八八一）年六月六日付、太政官御用掛、修史館に勤務を発令

された。これよりは、官撰修史事業に参画して、ついに明治十四年十二月二十二日付、三等編修官に就職し『復古記』の編纂に従事した。『復古記』巻九十六、明治元年六月六日の条から以下に、巻末に「御用掛 伊地知貞馨」の名義を認める（刊本、第六冊、一四九頁）。修史館からは、明治十四年十二月二十二日付で三等編修官・依田百川（一八三三―一九〇九）が文部省に転出した。同日、四等編修官・四屋（谷）恒之（一八三三―一九〇六）が元老院へ転出した。二人ともに漢学者であり、依田百川（学海）が文人肌であり、四屋（谷）恒之が官僚肌であった。彼らと入れ替わったのである。

三 史体・文体

①紀伝体 天皇一代ごとの天皇歴代史の形式。代数を掲示して〇〇天皇と一節をたてる。その範囲に「〇」印を標識にして、編年体、日記式に年、月に繋げて出来事を略述する。はじめに両親、即位の年次を略記する。一代の末尾には宝算を数え資質を略述する。時として厳しく批評している（後述）。記事の末尾には、天皇の治績や資質が略述してある。例外なく「薨」と言う。

②天皇を論じる 本文中には「天皇」と言う。水戸藩の青山延于『皇朝史略』が大陸式に「帝」と言ったのと違う。本書は漢字によるみかたを施さない。「字句、仮名遣ハ、一一古書ニ拠リ、有識ニ正シ、敢テ苟クモセス」と（例言「第七条」）。文章には自信がある。

海後宗臣が指摘したように、一代ごとに批評を施す。伝統的な正史は紀伝体が根幹であり、君主の治績や人格に論贊を施して、修養の基礎にする。著者が好感を禁じえなかった場合（事例。後朱雀）。厳しく批評を施した場合もあった（事例。後白河）。管見の限り、批評が不在な場合も散見する。充分に成熟した君主に対しても、批評が不在な場合がある（事例。光仁・平城・淳和）。史文の途中で批評している場合もある（事例。光孝）。まさしく幼童の君主の場合には、批評していない（事例。四条・近衛）。したがって、遺漏

なく論贊を施したとは言い難い。著者は木村正辞『日本略史』―『国史案』―『日本史要』に対抗して、短切に天皇をめぐる史評を提示したかったのである。事例を後鳥羽天皇に設定すれば、木村正辞が叙情的に流刑地における悲惨な境遇を述べたのに対して、伊地知貞馨『小学日本史略』上巻は『大日本史』巻第五十五、本紀の第五十四に従い、末尾を節略して王室が衰えた兆しと結論した(二八七頁)。天皇をめぐる批評については、なおも考察を施したい(後述)。

③文体 行文は簡潔に漢文を読み下し風にしたカナ混じり。文章は勇勁。出来事の骨子は略記して、漢字にカナ混じり文で齷齪に標出する。漢学の基礎が堅確。右にも指摘したように著者は『大日本史』の本紀や列伝を学習した漢学の基礎が充実した(なお後述)。その教養が本書にみる文体の基礎になった。明治十二年版の上巻は神代から始まり、承久の乱に後鳥羽上皇が流罪に処されるまでを下限に扱った。下巻は鎌倉時代の土御門天皇から始まり、明治十年の西南戦争が下限になった。

④『大日本史』 本書は学校の教科書にしては、深刻な批評や戦争の略述に関心があつた。十六年版の第三冊は、あたかも戦争史の印象が禁じ得ない(後述)。行文は簡略であり、出典を開示していない。一瞥の程度の印象では、著者は『大日本史』を学習していた。若干の事例を挙げたい。元正天皇の時代の地方官、道君首名の卒伝は「首名律令ヲ治メ吏事ニ曉通ス、常ニ生業ヲ勸励シ、耕種ヲ教督シ、菜果を植エ鶏豚ヲ養ハシメ、曲サニ事宜ヲ盡ス」云々と称賛している(増定本。巻上、二六丁オ)。これは『大日本史』巻一一五、列伝四二が下敷である。直接に『続日本紀』を学習したのではない。白河天皇については、厳しく「賞罰意ニ任せ、驕奢度ナク、侈靡ノ風極マル、天皇嘗テ曰ク、朕ガ意ノ如クナラサル者ハ、鴨河ノ水、雙陸ノ采、山法師ノミト」と(増定版。巻上、四三丁オ)。君主の徳行を酷評している。

これは、大体において『大日本史』巻四四、本紀四四をふまえている。源頼朝については「薨ス」と言い人格を「沈毅ニシテ度量アリ」と(増定版。巻

中、三丁オ)。これは『大日本史』(巻一八〇、列伝四。徳川家刊本、第七冊、二四頁)に従ったのに間違いはない。

しかし、ことごとく『大日本史』に従ったのではない。足利尊氏の没伝『大日本史』は官位に従い「薨」と書したが、本書の十六年版は「卒」と書した。『大日本史』は思い切つて要約すれば、足利尊氏は物欲に拘泥しない美德をもったものの、部下たちが奢靡になり冤獄が頻起して賄賂は公行し上下彫弊した。彼の没後は、一族が干戈につぐ有様になった。海内騒然として、寧ろな歳にはまた回復しなかつた(巻一八四、列伝四。徳川家刊本、第七冊、七四―七五頁)。本書には、こうした批評がない。

⑤史体の変更 明治十二年版にあつた形式は、明治十六年版の「増定」版においては変更した。一節ごとに独立させた天皇歴代史の形式はなくなつた。天皇の代数がなくなつた。十二年版にあつた亀甲の括弧に天皇の名辭を収める形式は存続して、これが、言わば一代ごとの標識になった。したが、明治十六年版の「増定」本では、紀伝体よりはむしろ編年体の形式が前面にあらわれた。

⑥三冊本の形式と史観の関係 本書の十六年版は、第一冊の巻頭および第三冊の末尾において、それぞれに日本歴史を概括している。史体には歴史の整合性が貫徹している。明治十六年版の「増定」本では、第一冊が神代から始まり、源平合戦に壇ノ浦に平氏が全滅するまでを範囲にした。第二冊が、鎌倉時代の開始から豊臣秀吉の晩年にいたる。第三冊が、江戸幕府の開始から明治十四年にいたる。これは単純な分量を調整した結果の分冊にすぎないのか。私見は、明治十二年版と十六年版―「増定」本の間には、時代区分に関心が深くなり形式に変更が生じた、そのように判決したい。

四 内的特質

①神代史 本書の有力な史体は、歴史を「神代」から始めたのにある。

書名に『史略』と称したのは、明治五年に文部省が刊行した『官版史略』全四冊が意識されたのであろうか。その官撰の教科書であった『史略』は、日本史の箇所は国学者の木村正辞が担当であつて、天之御中主神から歴史が始まつている。してみれば、この『小学史略』は、国学の『官版史略』に対抗した、言わば漢学の神代史であろうか。続いて文部省から出版された木村正辞『国史案』（明治十年—十二年）は「紀元以前ノ史」と言つて、天地開闢から開始している。『古事記』により天之御中主神から始まるのである。木村正辞の『国史案』は大部であり、神々から始まり孝徳天皇が下限になつてゐる第一冊に限つても三一五頁あり、学校の教科書を目指したとは思われない。それでも、学制が発令した当時から言わば官撰の国史を企図して、神々から歴史を開始していた事実には、あらためて記憶しておきたい。

本書において伊地知貞馨は、外国の歴史も「神異ノ説アル、我カ上古ト異ナルコト無シ」と（例言 第三条）。したがう日本の神代史を不可思議に扱わないで、著者は言う。「我国皇統一世国体ヲ定メ、農織ヲ教ルノ類、皆神世ヨリ起ル」と（例言 第三条）。

明治十二年版では『古事記』に従ひ天之御中主神から始まる神々の名義が列記してある。那岐・那美二神から建国の神話が叙述される。十六年版「増定」本では、それと違う。天孫降臨と三種の神器について説明する一部分に限り、上下二段に対比して示す。十六年版では、はるかな神代史にあらわれる神々の聖訓が今日まで歴史を貫通していると解釈する。

明治八年の木村正辞『日本略史』上巻では、こうした神代史が不在である。それより前の明治五年版の『官版史略』においては神代史が略述してあるものの、三種の神器と「列聖祖訓」の関係をめぐる教示にまでは及ばない。『史略』は後醍醐天皇と神器の関係にも言及しない。明治八年の『日本略史』では後醍醐天皇が足利尊氏に対して「新造ノ器」を使用したと言ふ（一四五頁）。けれども明治十二年の伊地知貞馨『小学日本史略』上巻は、それは「偽器」であつたと言ふ（二九四頁下段）。まことに、本書は神器をめぐる道

徳的解釈および所在の正統性をめぐり深刻に考察してゐるのであつた。

十二年版

十六年版「増定」本

<p>大神、（瓊瓊杵尊—秋元註）尊ニ謂テ曰ク、豊葦原瑞穂国ハ、吾子孫王タルヘキノ地ナリ、宜ク就テ治ムヘシト、因テ八咫鏡ヲ賜テ曰ク、是ヲ視ル猶吾ノ如クセヨ、又藜劍八坂瓊曲玉ヲ賜フ、之ヲ三種ノ神器トス、尊、諸神ヲ率キ日向ニ至リ、高千穂宮ニ御シテ中国ヲ治ム、（二六三頁）</p>	<p>大神、（瓊瓊杵尊—秋元註）尊ニ謂テ曰ク、豊葦原瑞穂国ハ、吾カ子孫王タルヘキノ地ナリ、宜シク就テ治ムヘシ、宝祚ノ隆、当サ二天壤ト窮マリ無ルヘシト、八咫鏡ヲ賜テ曰ク、是ヲ視ル、猶吾ヲ視ルカ如クセヨ、又藜雲劍、八坂瓊曲玉ヲ賜フ、是ヲ三種ノ神器トス、列聖祖訓ヲ奉シ、相伝ヘテ今ニ至ル、尊、諸神ヲ率キ日向ニ至リ、高千穂宮ニ御シテ中国ヲ治ム、（上巻、第一冊、三丁ウ）</p>
--	--

著者は神々に関心が深い。明治十二年版の為に別に出版した『小学日本史略字引』（東京・鴻文堂、明治十二年）は、最初に神名の訓読が天之御中主神から始まり続き、さらに古代の美称や難解な人名・地名の類が続く。「可美真手命」は「ウマシマデノ命」と訓じている。「天日方奇日方命申食国政大夫」は「アメノヒカタクシヒカタノミコトケクニモノマウススネギミ」と訓じている（二丁オ）。これらの名辞は『神武紀』・『古事記』になく、明治十二年版にあつた。当の本書、明治十六年版には見当たらない。

すでに概観しておいたように、水戸藩の青山延于が撰述した『皇朝史略』は、歴史が神武天皇から始まり、中世に王室が権威を失つた原因は王室自身に所在すると批判している（朝川鼎「序」。青山延于「序」）。そうした武家政治の道徳的正統性を暗示している史学に対比すれば、伊地知貞馨『小学日

本史略』には、神秘的歴史の史体を明示しようとする意欲が確立している。

②天壤無窮の神勅 眼目は神代卷、下、第九段、一書第一の天壤無窮の神勅にある。十六年版―「増定」本では、神代の前に「体制」と標出した一丁強分程度の短い記事があり、万国無比の国体を強調している。それは十二年版には、ない。十六年版―「増定」本では、巻頭にある「体制」と首尾完結させて第三冊、巻下の巻末にも「尚武」と標出して、神劍が「尚武ノ道」をあらわすと解釈して、天皇は「歷朝祖訓ヲ継紹シ、武威八州ノ表ニ震フ」と。その發揮には厚い場合も薄い場合もあり、それは「勢ヒノ免カレサル所ナリ」と肯定する。これについて、「沿革ノ大勢」と標出してあり、天皇の統治が發揮された歴史に区分を施して、今上天皇の時代になり「大ニ海陸軍ノ軍備ヲ振興シテ、天皇親カラ之ヲ統ヘ、部伍嚴肅、武器精巧、一年ハ一年ヨリ盛ニシテ、是ニ至リ、聖祖ノ訓戒、弥イヨ益マス明ラカナリ」と結論している(五三丁ウ)。これは第一冊、巻頭の「体制」と連結している。これを要するに、我が国には神代から尚武の精神が貫通していて、天皇の統治の基軸と解釈している。

③天皇史 海後宗臣は天皇史の形式に着目した。『日本教科書大系』近代編、第十八卷・歴史(一)は、学制―教育令にかかる時期の諸教科書をよく選考して所収したのであった。すなわち伊地知貞馨『小学日本史略』の本質を解析して、『日本略史』の史体を継承して「列聖相うけて万世一系のきわまるところないとする皇国思想に立っている」と(七二八頁)。看過し難い一タイプとして判決したのであった。旧時代の所産である『皇朝史略』・『国史略』が存続して活用されたのとは違い、本書は最初から学制に準拠できるように企図された歴史天皇史であった。こうした形式は、その後の歴史叙述に、たしかに持続するのであるから、その先蹤として着目できる。

④南朝正統説 水戸藩の『大日本史』は南朝正統説が徹底して北朝を「院」と尊称した。本書は明治十二年版から一貫して、南朝正統説である。長慶天皇を認めたのは、撰者の識見であった(後醍醐―後村上―長慶―後龜

山)。しかし南北朝時代の開始は明言しなかった。そこで明治十六年版の本文では「是ヨリ吉野ヲ南朝ト称シ、京師ヲ北朝ト称ス」と(第二冊、一七丁ウ)。南朝の武力は「官軍」と言う(第二冊、二二丁ウ)。

本書は『大日本史』ほどには書法が厳格ではなかった。北朝の天皇には「義詮、崇光院ヲ廢シ、正平ノ年号ヲ奉ス」と言う(第二冊、二〇丁ウ)。しかし第三冊の末尾にある「沿革ノ大勢」には、「光明天皇ヲ立テシ時ヨリ、分レテ南朝トナル」と言い(五二丁ウ)、北朝を皇統と解釈しているのには間違いない。叙述の實質は両朝並立説である。

五 書法・思想

①天皇 明治十二年版は、歴代を数え上げた。いわく「○人皇第七十二代 白河天皇」と。しかし明治十六年版は、歴代の数字を取り去った。数え方に異説があるのを知り、無難に取り去ったのであろう。南朝正統説を主張すれば、当然に北朝の数え方が問題になる。

著者は、歴代天皇の資質を寛容に推奨しようとした。一代ごとに資質、業績、美点を略述する。それは十二年版と十六年版に齟齬が発生していない。二、三例をあげれば、承久の乱に巻き添えになった土御門天皇については「天皇温醇淵懿、後鳥羽上皇ノ勸ニヨリ、位ヲ遜ルト雖モ、優遊吟詠自ラ遣リ、嘗テ怨對ノ色ナシ」と(二八八頁)。光孝天皇は「容止、閑雅、好ミテ經史ヲ讀ミ人ヲ愛ス」と(第一冊、一〇丁ウ)。後宇多天皇は「英敏ニシテ学ヲ好ム、源親房称シテ後三条天皇ノ流亜トス」(第二冊、一〇丁ウ)。桜町天皇は「聡明、恭謹ニシテ節儉ヲ勤メ、新嘗祭、及ヒ宇佐檀日ノ奉幣使ヲ復ス」と(下巻、第三冊、一四丁ウ)、後水尾天皇は「聡明仁慈、和歌及ヒ画ヲ善クス」と(第三冊、四丁ウ)。

後光明天皇は十二年版と十六年版を対比すると、後者の字数が多い。文章の構造から推察すれば、十二年版は、よく読むと意味が通じない。十二年版

は、明治八年の師範学校編輯、木村正辞編『日本略史』下巻の記事（二五八頁）と似ている。この事例から観察してみても、伊地知貞馨『小学日本史略』が木村正辞『日本略史』を視野にいれて書き上げられたと見做すのは、妥当な推定であろう。

十二年版

天資英邁、学ヲ好ミ浮華ヲ厭ヒ、夙ニ復古ノ志アリ、果スシテ崩ス、崩スルニ及ヒ、京師ノ民魚屋八兵衛、建言シテ土葬ヲ用ント謂フ、朝議之ニ從フ、中古以来、歴朝火葬ヲ用ウ、是ニ至リ土葬ニ復ス、

（三〇八頁）

十六年版

天資英邁、学ヲ好ミ、浮華ヲ厭ヒ、幕府ニ勅シテ、孔廟ヲ建テ、大学寮ヲ復シ、武家ノ服制ヲ改メシメントス、遂ニ果サスシテ崩ス、崩スルニ及ヒ、京師ノ民魚屋八兵衛、建言シテ土葬ヲ用キント請フ、朝議之ニ從フ、中古以来、歴朝火葬ヲ用ウ、是ニ至リ、始メテ土葬ニ復ス、

（下巻、第三冊、七丁ウ）

光格天皇は「天皇叡明ニシテ、学ヲ好ミ典故ニ精シ、宮殿ノ制ヲ正シ、諸祭ヲ復シ廢官ヲ興シ、常ニ諸皇子ヲ戒メテ書ヲ読マシム」と（十六年版、下巻、第三冊、二一丁ウ）。

時には厳しく批判している。陽成天皇については、「遊嬉度ナク、屢無辜ヲ殺ス、基経、公卿ト謀リ、天皇ニ請テ位ヲ遜シム」と。十六年版では、仮名遣を二ヶ所補正して、これを残した（第一冊、三五丁オ）。白河天皇については「賞罰意ニ任セ、驕奢度ナク、侈靡ノ風極マル」と（第一冊。四三丁オ）。これはすでに明治十二年版にあった。著者は教科書であつても、天皇を批評したのであつた。そして、これは『大日本史』巻四十四からの示唆であるのを多分に認められる。

② 称谓

宮号、官名、人名については注意して制度、実名に従つた。外

国の君主に対しては「元主」と言つて（第二冊、九丁ウ）、皇帝や王とは言わない。最初から慎重であり、別に「字引」を刊行して、読者の利便をはかり、同時に本文においても卑俗に陥らないように配慮した（「例言」第八条）。しかし、『字引』は明治十二年版に従つたのであり、分量が増大した十六年版では整合しなくなつた。青山延子『皇朝史略』にあつたような徳川家康を東照公と言う類の尊称はない。人物は、実名が直截に記述してある。ある種の潤いは払拭したのであつた。

③ 統治と文化の関係 政治ないしは統治を基軸とした出来事の叙述が一貫している。「増定」本の十六年版は平安時代、清和天皇の時期に地方官であつた橘良基については「五国ノ守護ニ歴任シ、治績最モ顕ハル、其子嘗テ治民ノ術ヲ問フ、曰ク百術一清ニ如カスト」と（第一冊、三五丁ウ）。良吏の模範と推奨した。この記事は十二年版にはない。

それだけに文化史は不在である。歴史の出発を神々から始めたものの、各時代における神々をめぐる人民の作用は関心にならない。徹底しているのは、仏教文化を捨象した書法である。聖徳太子や聖武天皇には、仏教の治績が皆無である（第一冊。一九丁、二七丁）。鎌倉新仏教の興起は一切に言及がない。足利將軍と禪宗の関係は視野にない（第二冊）。明治初年についても同様である。文化への関心は不在である。それは木村正辞『国史案』が文化史を分類式に略述しようとしたのと（榊原芳野が担当）、著しく違う。

④ 幕末・維新史 木村正辞『日本略史』下巻は、幕末史を対外関係、条約締結に限定して略述した（二六〇頁）。学校の教科書が任務とする教育の範囲や時間の配分を考慮した結果であつた。下限は明治元年である。そこに至るまでの内政上の騒擾、内戦の類は一切に説明していない。それよりも、鎌倉幕府より六八三年の武家時代が終わつたと数字を明記した。王政復古の意義を強調したのであつた。

伊地知貞馨『小学日本史略』の十二年版は安政五ヶ国条約が二行分程度で略述し、それよりも内政上の政争、騒擾の状態を叙述するのに熱心である。

著者は言う。第二次征長戦争について「初メ幕府、再討ヲ議ス、薩摩ノ藩主 島津茂久書ヲ以テ之ヲ諫ム」と(三一四頁)。この時期には、著者は藩の財務担当の重役であり、主君に近侍していた。主君に意見書の代案を提出する程に親密であった。十六年版「増定」本では、こうなった。「四月、家茂奏請シテ、再ヒ征長ノ令ヲ下ス、幕府ノ再討ヲ議スル、慶勝(徳川一秋元註)之ヲ諫ム、薩摩ノ藩主島津忠義、亦書ヲ呈シ、其名無キヲ陳ス、聴カス」と(第三冊、三五丁オ)。

ここには、著者の政治歴があらわれた。この時期の著者は京都や江戸に社交する弁舌家ではなかった。財務を担当する重役であった。それだけに主君に近侍していて、主君の名義にかかる意見書の代案をも提出できる立場であった。

木村正辞は王政復古の歴史的時刻表を教えた(二六〇頁)。本書には王政復古の四字が不在である。木村正辞『日本略史』は、孝明天皇の治世における激しい政情は言及していない。外国との条約および征夷大將軍の交替が簡略に教示してあるのに過ぎない(二六〇頁)。伊地知貞馨の本書は、幕末・維新期の騒擾や戦争を説明するのに熱心であった(三一四―三一五頁)。

木村正辞『日本略史』は明治初年を説明しない。本書は司法・租税・地方制度を説明している(三一七頁)。明治七年の台湾出兵については、本書の十二年版が二分分をあてて「陸軍中将西郷従道ヲ台湾事務都督トナシ、之ヲ征ス、生熟十八社悉ク降ル」と(三一七頁)。これが「増定」本の十六年版では一丁強を割いて略述している(第三冊、四五丁)。十六年版の「増定」本では、西南戦争に二丁半をあてている。政府軍については、山県有朋・川村純義(*)・野津鎮雄(*)・黒田清隆(*)・山田顕義・川路利良(*)・谷干城をあげている。(*)は鹿児島出身を示す。西郷軍については、篠原国幹・貴島清・坂田諸潔・大山綱良の名義をあげている(第三冊、四七丁オ―四九丁オ)。篠原国幹が戦死したのを指摘している(第三冊、四七丁ウ)。西南戦争について人名がしきりにあらわれるのは、戊辰戦争の比ではない。

撰者は戊辰戦争よりも台湾出兵や西南戦争について強い関心が向かったのであろう。たしかに撰者は戊辰戦争には功績皆無であった。歴史の叙述には、著者の境遇が反映した作用があらわれる。本書は、その好例と言わざるをえない。

⑥神意・時期区分・史論 明治十六年版「増定」本の下巻、第三冊、巻末にある「尚武」―「沿革ノ大勢」は(五一丁ウ―五三丁ウ)、著者の歴史思想が凝縮してある。この箇所は十二年版にはなかった。

日本政治の本質は、君主にあらわれる神々より与えられた武徳の發揮に認める。著者は言う。要旨、那岐・那美二神の瓊鉾には、すでに「尚武ノ兆シ」があらわれた。天照大神(彼は「大」字の下に「御」字を記さない。―秋元註)が瓊瓊杵尊に「靈劍ヲ授ケテ、伝国ノ信トシ、尚武ノ道」があらわれた。「神武天皇祖宗ヨリ伝フル所ノ宝劍ヲ奉シテ、位ニ即キ、尚武ノ道成」と(五一丁ウ)。

著者は皇室伝世の宝器のうちでは、神劍に武器としての格別の意義を認めた。神劍が授けられたのについては、人格としての武徳の修養であり、統治の作用としては武威の發揮に意義を認める。これは、国学ないし復古神道の理解とは違う。漢学のなかでも、紀綱や統治を重視する一派であろう。

歴史の運行には「運隆汚アリ、徳厚薄アリテ、終世一日ノ如クナラサルハ、自然ノ理ニシテ、勢ヒ免カレサル所ナリ」と容認する(五一丁ウ)。それでも、はるかな神代に遡る神意は、ついに現代に実現すると解釈する。著者は、歴史の運行に時期区分が施してあり、崇神天皇から仁徳天皇にいたる「七世最モ王朝ノ盛時ニシテ、教化四海ニ洽ネク」と言い、さらに「孝徳天智二帝ノ朝ニ及ヒ、制度文物亦(オホイ―秋元註)ニ備ハル」と(五一丁オ)。大化の改新以前の時代が盛況であったと規定している。彼は、尚古史観の人なのであった。

彼の時代区分は天皇の治世を大勢により区分する。したがって特質を發見して命名しているわけではなかった。後鳥羽天皇の時代には源頼朝が鎌倉幕府

をひらいた。著者は「武門ノ治」となった時代を否定しない。武徳が充実に安定して統治できたならば、それは肯定できる。著者は乱世を否定するのである。したがって、著者は徳川時代を否定しない。「後陽成天皇ノ時ニ至リ、徳川家康、豊臣氏二代リ、兵馬ノ権ヲ握リ、府ヲ江戸ニ建テシヨリ、其子孫將軍トナルコト二百六十五年、恩威並ヒ行ハレ、天下無虞、衆庶太平ノ化ニ浴ス」と(五三丁ウ)。そして、維新が実現した当代については、天皇に統率され武威が発揮されている時代と解釈する。いわく「旧弊ヲ洗滌シ、百度釐革、大ニ海陸ノ軍備ヲ振興シテ、天皇親ラ之ヲ統ヘ、部伍嚴肅、武器精巧、一年ハ一年ヨリ盛ンニシテ、是ニ至リ、聖祖ノ訓戒、弥イヨ益マス明ラカナリ」と(五三丁ウ)。今や神意を發祥とした尚武の国柄が発揮されていると稱賛して擱筆する。

こうした思想は、著者のオリジナルとみるよりも、『大日本史』卷一六五、列伝三の北畠親房に言う「夫我国者天祖經始之地、日神統領之州、聖聖相承、所歴九十五代、誓及無窮、不容違越」(徳川家蔵版、昭和四年刊本、第六冊、二六八頁)からの教示であつたらう。

小 括

これを要するに、本書には以下(一一六)のような特質を認める。

「一」明治十二(一八七九)年の伊地知貞馨『小学日本歴史』二冊(和装本)は、最初は学制から教育令に移行する境目の時期に、小学校の教科書を志向して天皇歴代史の史体を基軸に著述された。その史体、修史の思潮には強い史観が貫徹してあつた。著者は、堅固な意欲をもって旧来の史書、文部省刊行の教科書(事例。木村正辞『官版史略』―『日本略史』―『国史案』―『日本史要』)に対抗して、小学校の教科書である本書を仕上げた。それに満足しないで、十五年―十六年に相次いで、さらに紙数を増強し天皇歴代史よりも編年体を強化し、天皇の治績を述べて出来事を詳述し批評した「増定」

本、三冊(和装本)を仕上げた。

「二」教育令の時期に上梓された明治十六年版の「増定」本は神秘的な史観が首尾完結している。天皇歴代史の形式が編年体の内容を充実させて叙述してある。天皇については称賛する場合もあれば、厳しく批評した箇所もある。白河天皇については、かなり厳しく朝廷の政治が衰退した兆しと指摘した。そして朝廷政治が衰微したので武家政治が興起したと肯定している。

叙述には『大日本史』が下敷に活用された。南朝正統説である。徳川氏の政治にしても、否定していない。神秘的な史観は三種の神器について論じていて、とりわけて神劍については武威を象徴すると見做した。明治の現代についても、神々の聖訓は、今日にも貫徹して武威を発揮していると力説している。神道と尚武の觀念が連結した史観である。叙述は歴史の解釈や批評であつて、出来事や制度の証明を志向した史書ではない、それは学制期の国学者・木村正辞『官版史略』―『日本略史』―『国史案』―『日本史要』よりも、強固な觀念である。木村正辞の教科書には神劍をめぐる史論が不在である。伊地知貞馨には文化史への関心が不在であつた。それに対して木村正辞や榊原芳野には文化史を分類式に略述しようとする意欲があつた。それは、黒川真頼には一層に強固であつた。

「三」彼は、この業績により、文部省系統の一教科書作家から太政官の官撰修史事業―『復古記』の編纂―に参画する根拠を構築した。そして内閣修史局編修に進み明治二十年四月十五日、現役でなくなつた。彼は『復古記』編纂に従事し、『琉球志』を編纂した。修史局の幹部である編修は四名であつたから、その一角を占めたのには間違いない。

官撰修史事業の歴史を考察する際には、伊地知貞馨の業績を没却し去るのは無理な想定になる。『琉球志』・『復古記』に従事したのは、一面では考証史学の特質が認められる。けれども『小学日本史略』の明治十六年版には、神道と統治を重視する思想が連結して、剛直で觀念的な史観を認められる。したがって、明治十二年版に固着しないで十六年版をあわせて考察すれば、

本書を教科書史の範囲に限定しないで、史学史「修史と史学」の観点から考察するのが可能になる。

〔四〕明治十二年および十六年の伊地知貞馨『小学日本史略』は、外形上は小学校の教科書であり内容上には漢学の統治を重んじた政治思想、人物批評が日本固有な神代から始まる歴史思想と結合している（〔二〕に略述した）。その記事は、権力闘争と戦争の連続である。南北朝史の過程は、説明に努めている。彼が実際に経験した幕末史の過程は叙述にとめたものの、彼が参加しなかった戊辰戦争は簡略である。西南戦争および台湾出兵の叙述は、詳しい。よく言われるような考証史学の特質は皆無である。そうした著作が基礎になり彼は修史局の編修官に前進した。内閣修史局の史学者たちを考証史学の範囲に限定して想定するのは、無理なのである。

〔五〕よくわからない事柄がある。伊地知貞馨は、それまでに普及していた漢文史書の岩垣松苗『国史略』・青山延于『皇朝史略』（後者は、別の場所に論証するように、『大日本史』紀伝とは違う史観であった。南朝の後醍醐天皇や後村上天皇の帝徳を批判した。それ故に批判に耐えて刊行したのであった）を学校教育から排除する目的意識を自覚して、本書を起稿したのか。よくうけいれられている後期水戸学の史書との関係は、なお未解決の諸問題になる。明治十六年の当時には、学校の教科書には挿し絵を使用するのが普通になった。本書が、それを採用しなかったのは書名のみ小学校を対象にして、実質には読書階級を想定したのか。

〔六〕本稿筆者には、伊地知貞馨が本書を起稿した動機ないしは心理を説明する準備がない。本書の形式および内容の特質が証明できたのであれば、目的は達成せられた。

註

〔一〕海後宗臣編『日本教科書大系・近代編』第十八卷・歴史一（講談社、昭和三十八年）、二五九―三二八頁。同上書「所収教科書解題」七二七―七二八頁。以下

に明治十二年版の指示は、この頁を記載する。

〔二〕大久保利謙「近世に於ける歴史教育」（『本邦史学史論叢』第二冊、富山房、昭和十四年）は、有力な出発であった。それが戦後になり「明治初期の歴史教科書と明治維新」（石川謙博士還暦記念論文集『教育の史的展開』講談社、昭和二十七年）や「日本歴史の歴史」（『日本文化研究』第四卷、「新潮社、昭和三十四年」）に発展された。

〔三〕秋元信英「明治初年の修史、教科書と国学者」。未発表。

〔四〕伊地知貞馨略歴』一一―一四頁。

〔五〕伊地知貞馨略歴』この図書は編纂物であり、文中には書簡が引用してある。一例をあげれば、寺田屋事件の直後に島津忠義が小松帯刀に与えた書簡がある。五八頁。『貞馨自記略伝抄』が引用してある。八四頁。明治になると書簡がなくなり、辞令が列記されるばかりで国政や県政の機微から遠くなった有様があらわれている。別に『史談会速記録』、吉田常吉編、原書房版、合本、第十五冊に所収。

〔六〕和田英松「藤原基経の廃立」。『中央史壇』第二卷五号。大正十年。山口博「陽成帝の退位をめぐって」。『日本歴史』二三九号。昭和四十三年。角田文衛「陽成天皇の退位について」。上下。『日本歴史』二四三―四号。昭和四十四年。

〔七〕伊地知貞馨略歴』九九―一〇二頁。